

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

ナノチタンウオーターのコーティングを活用できる助成金のご案内

募集要領

【受付期間】

令和2年7月27日（月）から令和3年2月28日（日）まで

【申請先・申請方法】

➤精算交付申請（申請日時点で完了している事業）の場合

申請方法：郵送による申請書類の提出

申請先：和歌山県福祉保健部健康局医務課

➤概算交付申請（申請日時点で完了していない事業）の場合

申請方法：①診療報酬請求システム等によるオンライン申請

②郵送による申請書類の提出

申請先：9ページをご確認ください。

※この場合、上記①②の両方を行ってください。

【お問い合わせ先】

➤補助金の申請方法についてのお問い合わせ

県庁 医療機関等支援補助金受付窓口（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

施設ごとの相談窓口は以下のとおり

TEL 073-441-2955【病院、診療所（医科・歯科）】

TEL 073-441-2956【薬局、訪問看護ステーション、助産所】

➤制度に関する全般的な事項についてお問い合わせ

厚生労働省 新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター

TEL 0120-786-577（平日 9:30～18:00）

※8月3日から電話番号が変更されました。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791.html>

（この助成金の概要 HP）

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/d00204791_d/fil/bosyu.pdf

（交付申請手続）

※ナノチタンウオーターのコーティングがこの支援事業の対象となりました。（2020年10月28日現在）

5. 補助金の額

補助対象経費を合計した金額の10/10

※千円未満は切り捨てとなります。

ただし、以下のとおり上限額があります。

【上限額】

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

※精算交付申請（完了している事業）も概算交付申請（完了していない事業）も申請後、早ければ翌月には許可と入金があります。

※ナノチタンウォーターのコーティングを導入されれば、この補助金を活用して、ほぼ全額がカバーできます。

※ナノチタンウォーターのコーティングを室内に実施することにより、抗ウイルス・抗菌・抗臭・抗カビ対策になります。過去の実績として、住宅や医療機関に活用されています。電車の吊革等にも利用されています。

※導入機関の申請の代行サービスもしております。